

## 介護・障害福祉サービス等事業者支援について

### 1 目的

区民が安心して介護・障害福祉サービスを利用できる基盤の維持を図るため、事業者が、新型コロナウイルスに感染し自宅や施設で療養生活を送る利用者に対して行うサービス提供について、担当した従事者に特別な手当等を支払った場合、事業者にその手当相当額を助成する。

### 2 事業概要

#### (1) 対象事業所

事業者が区内で運営する事業所

- ① 介護：在宅系サービス（訪問介護等）、施設系サービス（特別養護老人ホーム等）
- ② 障害：訪問系サービス（居宅介護等）、居住系サービス（グループホーム等）

#### (2) 対象経費

事業者が感染者にサービス提供した従事者に対し支払った手当等

（1従事者あたり1日最大5,000円を上限とする。）

※当該サービス利用者の陽性判明日から療養期間終了日まで

#### (3) 対象期間 サービス提供が令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 助成率 10/10